

様

訪問看護・介護予防訪問看護利用者
重要事項説明書
(介護・医療保険)

社会医療法人社団 順心会

順心会訪問看護ステーション別府

〒675-0122 加古川市別府町別府 861-5

代表者	理事長 栗原 英治
管理者	狩俣 めぐみ
電話	079-451-5104
FAX	079-451-5103

I 訪問看護事業者の概要

2024年 6月現在

法人名称	社会医療法人社団 順心会	
代表者	栗原 英治	
所在地	(住所)	兵庫県加古川市別府町別府861-5
	(電話)	079-451-5104
	(FAX)	079-451-5103
設立年月日	平成29年3月1日	

II 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	順心会訪問看護ステーション別府	
管理者	狩俣 めぐみ	
所在地	(住所)	兵庫県加古川市別府町別府961-5
	(電話)	079-451-5104
	(FAX)	079-451-5103
サービスの種類	訪問看護	
事業所番号	2862290265	
通常の事業の実施地域	加古川市 高砂市 加古郡(稲美町・播磨町)	

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者や利用者家族の気持ちを尊重し、生活の場にあった親切で丁寧な訪問看護サービスを提供する。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の権利と尊厳を尊重し、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように支援する。 2. 緊急訪問が必要な状況が生じた場合、できるだけ早く訪問する。 3. 職員がやりがいを持って取り組めるような環境作りをする。 4. 豊かな感性と人間性を養い、職業人として自己啓発していく。 5. 保健医療福祉と連携を密にし、利用者の生活に必要なネットワークサービスが提供できるよう支援する。

(3)事業所の職員体制

職種	人員	常勤換算	備考
看護師	(常勤 3名)(非常勤 2名)	4.5名	管理業務を行うものを含む
准看護師	(常勤 0名)(非常勤 0名)	0名	
保健師	(常勤 0名)(非常勤 0名)	0名	
理学・作業療法士・言語聴覚士	(常勤 2名)(兼務 3名)	2.2名	
事務担当職員	(常勤 0名)(非常勤 1名)	0.5名	

(4)サービス営業時間

サービス種類	平日(月～金)	土・日・祝日
訪問看護	午前 9時～午後 17時	

※年末年始(12/30 から 1/3 は「祝日」の扱いとなります)

Ⅲ サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

※訪問看護は介護保険が優先となりますが、下記の方は適用保険が医療保険と定められております。

- ①厚生労働大臣が定める疾病等の場合(難病受給者証がある場合)
- ②病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
- ③主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

IV 費用

(1) 介護保険基本単価

予防介護報酬

所要時間	看護師・保健師	准看護師	理学療法士等	備考
20分未満	303単位			
30分未満	451単位			
30分～1時間未満	794単位			
1時間～1時間30分未満	1090単位			
1回/20分あたり(理学療法士等)			284単位	週120分を限度 1日3回では50%の算定 利用開始月から12か月超の場合1回5単位減算

介護報酬

所要時間	看護師・保健師	准看護師	理学療法士等	備考
20分未満	314単位			
30分未満	471単位			
30分～1時間未満	823単位			
1時間～1時間30分未満	1128単位			
1回/20分あたり(理学療法士等)			294単位	週120分を限度 1日3回では90%の減算

1単位=10.21円

* 訪問訪問看護STからの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が提供する訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であり、定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うものです。

(2) 加算減算(予防・介護報酬)

加算の種類	単位数	要件
<input type="checkbox"/> 夜間・早朝加算	基本単価の25% ／1回	夜間(午後6時～午後10時)、早朝(午前6時～午前8時)に訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/> 深夜加算	基本単価の50% ／1回	深夜(午後10時～午前6時)に訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算(I)	254単位／1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	402単位／1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算(II)	201単位／1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	317単位／1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合

□ 長時間訪問看護加算	300単位／1回	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合
□ 緊急時訪問看護加算	600単位／1月	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
□ 特別管理加算(Ⅰ)	500単位／1月	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
□ 特別管理加算(Ⅱ)	250単位／1月	
□ ターミナルケア加算	2500単位／1月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
□ 初回加算	350単位／1月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院、診療所から退院した日に初回の訪問看護を行った場合
	300単位／1月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院、診療所から退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合
□ 退院時共同指導加算	600単位／1回	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合
□ 看護体制強化加算: 予防	100単位／1月	医療ニーズの高い利用者へ対応する体制を整備し、算定月前6か月間において緊急時訪問看護加算を算定した利用者が50%以上、特別管理加算を算定した利用者が20%以上であること。
□ 看護体制強化加算: 介護Ⅱ	200単位／1月	医療ニーズの高い利用者へ対応する体制を整備し、算定月前6か月間において緊急時訪問看護加算を算定した利用者が50%以上、特別管理加算を算定した利用者が20%以上であること。算定月前12か月間においてターミナルケア加算を算定した利用者が「1人以上」であること。
□ サービス提供体制強化加算Ⅰ	6単位／1回	研修等を実施しており、かつ、7年以上の勤続年数のある看護師が30%以上配置されている場合。 ※ 訪問看護を算定する場合
□ 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数かの100分の1に相当する単位数を減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算となる。(虐待防止のための定期的な委員会の開催 指針の整備 従業者に対する定期的な研修の実施 担当者の配置)
□ 業務継続計画未実施減算	所定単位数かの100分の1に相当する単位数を減算	災害発生時に事業が継続できるための措置が講じられていない場合に減算となる。「BCPを作成、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練、職員への通知、定期的な見直し等)

(3)医療保険

区分	利用料	要件
基本療養費	5550円/回(週3日目まで)	医療保険による訪問 通常は週3日 別表7.8および特別指示による場合は週7日可能。理学療法士等は、週4日目以降5550円
	6550円/回(週4日目以降)	
訪問看護管理療養費 (1日につき)	7670円 月の初日のみ	安全な訪問看護提供体制が整備され、計画的な管理がされている場合
	3000円 月の2日目以降	
□長時間訪問看護	週1回 5200円	1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合、週1回のみ。
□複数名訪問看護加算	4500円/週1回 3000円/週3回	別表7.8 特指示の場合 暴力、迷惑行為がある場合 1名では困難な場合等
□特別管理加算	5000円	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
	2500円	
□退院時共同指導加算	8000円	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合
□特別管理指導加算(退院時)	2000円	退院時共同指導加算に上乗せして算定可能
□24時間対応体制加算	6800円	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
□緊急訪問看護加算	2650円/月の14日目まで	利用者またはその家族が求めた場合に、主治医の指示で訪問した場合。
	2000円/月の15日目以降	
□難病等複数回訪問加算	4500円	別表7.8および特指示の場合に1日に2回の訪問看護が算定可能
	8000円	別表7.8および特指示の場合に1日に3回の訪問看護が算定可能
□外泊時の訪問看護	8500円	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている場合、入院中1回に限り算定
□ターミナルケア療養費	25000円	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
□夜間・早朝、深夜加算	2100円	夜間(18:00~22:00)、早朝(6:00~8:00)に訪問看護を行った場合
	4200円	深夜(午後10時~午前6時)に訪問看護を行った場合

* 訪問看護ステーションからの理学療法士等が提供する訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であり、定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うものです(少なくとも3か月に1回、自事業所の看護師が訪問いたします。)

- ①介護保険に係る利用者負担金は、費用全体の1~3割です。
- ②医療保険に係る利用者負担金は費用全体のそれぞれ1~3割です
- ③運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」は全額、自己負担となります。
- ④運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用は全額、自己負担となります。

(4) その他の費用

- ①交通費・・・基本不要です。
- ②衛生材料費・・・患者様の介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。
※当ステーションで準備する場合、実費負担となります。
- ③衛生材料費など利用者負担金は、請求書をお渡ししますので、現金でお支払いください。
- ④上記の利用者負担金は、月1回のサービス提供分で「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。
介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。
- ⑤ご利用料金はできるだけ口座引き落としをご利用ください。初回契約時に振替用紙をお渡しします。毎月末27日(祝祭日の場合は次の平日)に前月分のご利用料金を引き落としさせていただきます。領収書は振替確認後(翌月の10日頃)以降の訪問日にお渡しいたします。
口座振替をご希望されない場合は、現金でお支払いいただき、その場で領収書をお渡しいたします。
- ⑥その他の費用・・・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。
- ⑦保険適用外部分について変更する場合は、1か月以上前に文書で連絡します。

V キャンセル料

ご利用者の都合により、サービスを中止する場合はご連絡ください。

連絡がない場合は次のキャンセル料が発生します。

①利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
②利用日の前日に連絡があった場合	利用者の負担金の50%
③利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用者の負担金の100%

* 容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は不要です。

VI 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

VII 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として保険に加入しております。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

VIII 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

事業者の 窓口	所在地	加古川市別府町別府861-5
	電話番号	079-451-5104
	FAX番号	079-451-5103
	担当者	狩俣 めぐみ
	相談方法	来所、電話、手紙、訪問時
	受付時間	9:00～17:00
公的団体の 窓口	名称	兵庫県国民健康保険団体連合会(国保連)
	所在地	神戸市中央区三宮1丁目9-1-1801号
	電話番号	078-332-5601
	受付時間	9:00～17:00
	名称	加古川市 福祉部生活福祉課
	所在地	加古川市加古川町北在家2000
	電話番号	079-421-2000
	受付時間	9:00～17:00

IX 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

X 暴力等の対策について

暴力とは、危害を加える要素を持った行動(言語的なもの、自己への攻撃も含まれる)で、容認できないと破断されるすべての脅威を与える行為をいう。

- ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③セクシュアルハラスメント ④その他(悪質クレーム、ストーカー行為)

<p>暴力等による解約について</p>	<p>①事業者は、上記内容の暴力等が生じた場合は、訪問看護を解約もしくは、担当者を変更することがあります。 ②暴力等の行為の事例は、別紙にて説明します。その内容には、サービスの適正な範囲(提供できるサービスとできないサービスについても含まれています)。 ③事業者は、職員と利用者の双方が暴力等の行為をしないことを相互的な義務とし説明し、同意を得ます。</p>
---------------------	---

XI 高齢者虐待防止のための対応について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(H18.4.1)が施行され関係機関として高齢者虐待を早期に発見する努力義務が課せられました。

当事業所は、R6/4/1の報酬改定に準じ、虐待防止についての指針を整備し、定期的な研修を実施しております。

* 加古川市の相談・通報窓口

<p>加古川市役所高齢者支援課</p>	<p>電話(079)427-9208 FAX(079)424-1322</p>	<p>9:00~17:00</p>
---------------------	---	-------------------

以上のとおり、契約が成立したことを証するために、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者は署名捺印の上、各1通ずつ保有することとします。

契約締結日 西暦 年 月 日

ご利用者	私は、以上の契約の内容について説明を受け内容を確認しました。 私は、この契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。	
	住所	〒
	氏名	
	電話番号	

ご家族・代理人	私は、本人の代わり、上記署名を行いました。 私は、本人の契約意志を確認しました。	
	本人との関係	
	署名を代行した理由	<input type="checkbox"/> 契約内容をよく理解しているが、自ら署名できないため <input type="checkbox"/>
	住所	〒
	氏名	
	電話番号	

事業者	当事業者は、利用者の申し込みを受託し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。	
	住所	〒675-0122 兵庫県加古川市別府町別府 861-5
	名称	社会医療法人社団順心会 順心会訪問看護ステーション別府
	代表者	栗原 英治
	電話番号	079-451-5104